

○厚生労働省令第二十一号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十条第一項の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三十三条 法第三十四条第三項の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。</p> <p>一 警察官、消防吏員、常勤の消防団員、<u>准救急隊員</u>及び児童自立支援施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者</p> <p>二・三 (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>第三十三条 法第三十四条第三項の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。</p> <p>一 警察官、消防吏員、常勤の消防団員及び児童自立支援施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者</p> <p>二・三 (略)</p> <p>② (略)</p>

## 附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。